

議 事 録

会議の名称	平成30年第9回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成30年8月27日（月） 午後2時から 午後3時30分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第51号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第52号議案 農業第経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） (3) 第53号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (4) 第54号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (5) 報告第28号 農地法第3条の3の規定による届出について (6) 報告第29号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 5 事務局連絡事項 6 閉会

配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年第9回本庄市農業委員会総会議事日程 2 平成30年第9回本庄市農業委員会総会議案 3 第9回総会事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。ただ今から平成30年第9回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さんこんにちは。先日、21日、農協の本店で、農業経営基盤データ推進会議に出席をしました。本庄市の農業が最先端の技術を導入していることに誇りを感じたのと、参加した企業が技術の共有をしており、一昔前は、先輩の背中を見て技を覚えろという時代から、惜しみなく技を伝授する時代になったのだと感じました。皆様も、後輩や後継者が困っている場に出くわしたら、惜しみなく協力をお願いしたいと思います。</p> <p>本日もたくさんの案件がありますが、よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。本日、斉藤勇委員から遅れる旨の連絡が入っておりますので、ご報告いたします。次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができないと規定されております。本日の総会は、在任委員44名中43名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は17番坂本委員及び18番坂爪委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議案4件及び報告2件であります。</p>

	<p>まず、第51号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第51号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第51号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、2件となります。内訳は、売買による所有権移転1件、賃貸借による使用収益権、地上権の設定1件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆及び田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、宮部委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページ及び4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、宮部委員の報告を願います。</p>
宮部委員	<p>11番宮部が報告します。8月25日に、田島推進委員と現地確認をし、受人から聞き取り調査を行いました。申請地は、3ページと4ページの地図をご覧ください。受人の状況ですが、受人の耕作は本人と世帯員、計4人で行っています。農業従事日数は、3人が年間300日、1人が200日です。農機具はトラクター3台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。</p>

	<p>3 ページの申請地はみかん、4 ページの申請地は米麦を作付けしたいということです。所有農地も周辺の農地に影響もなく問題ないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。</p> <p>まず、概略を説明いたします。この3条許可申請と後ほど第54号議案において説明いたします5条許可申請の整理番号2の一時転用許可と同時に当該権利を設定する案件となっております。これらの許可申請は、2ページの整理番号2の渡人所有の児玉町秋山地内の畑1筆、記載のと通りの面積において、支柱を立てて、その上部に太陽光パネルを設置し、パネルの下部で営農を続ける営農型太陽光発電事業の許可申請でございます。</p> <p>支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備の設置については、設置者と営農者が異なる場合には、農地法第3条第1項の地上権設定の許可の取扱いは、農林水産省農村振興局長通知によりまして、5条許可がされない場合は、3条許可は行わないこととされ、5条の支柱に係る一時転用許可と同日付けで3条許可を行うこととされております。</p> <p>この整理番号2ですが、太陽光パネルを設置するための賃貸借による地上権の使用収益権設定でございます。受人の住所氏名は記載のとおりです。なお、申請地位置図は、5ページになります。地上権の使用収益権設定ですので、農地法第3条第2項但し書きの規定により、同項の許可判断要件を備える必要はなく、権利設定される農地及びその周辺の農地にかかる営農条件に支障を生ずる恐れがなく、かつ、当該農地における賃借人等の同意を得ていると認められる場合に限り許可されるものとされております。この周辺の農地にかかる営農条件に支障を生じる恐れがあるかどうかの判断については、5条許可の判断の際に確認することとなっておりますので、実質的には、賃借人等権利者の同意の有無のみを確認すれば足りることになります。これらを含めまして、書類審査を事務局において実施しましたところ、許可すべきものと思われまふ。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、お諮りいたします。事務局説明のとおり整理番号2の許可につ</p>

	<p>いては、営農型太陽光発電設備の農地転用許可と同時にやることになっておりますので、第54号議案農地法第5条の規定による許可申請についてのうち、整理番号2の許可申請に対し、県知事より許可書が交付された場合に限って同日付けで許可すること、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号2については、原案のとおり決定いたしました。しかしながら、5条許可申請が不許可となった場合は、この3条許可申請も、5条不許可日と同日付で不許可といたします。</p> <p>次に、第53号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第52号議案を説明いたしますので、議案書6ページをご覧ください。</p> <p>第52号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、7ページ及び8ページをご覧ください。今回の申請件数は、9件です。田5筆及び畑8筆の面積合計12,406.64㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>第52号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p>

	<p>それでは、お諮りいたします。第52号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第52号議案については、原案のとおり決いたしました。</p> <p>次に、第53号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第53号議案を説明いたしますので、議案書9ページをご覧ください。</p> <p>第53号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、10ページをご覧ください。申請件数は1件です。引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町入浅見地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、山林です。申請事由は、山林活用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田委員でございます。</p> <p>申請地は、11ページをご覧ください。4-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。さらに、本申請は山林への転用というケースのため、申請地の状況を報告します。</p> <p>申請地については、昭和55年に土地改良により換地処分された土地であり、道路側溝と山林との間に挟まれた傾斜地という状況です。当初から耕作することができない土地で、長年の歳月で山林化してしまったとのことです。今後は、山林として管理していきたいとの申請に至ったとのことです。また、申請には、理由書も添付されておりますことを申し添えます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは整理番号1について、池田委員から報告をお願いします。</p>

池田委員	<p>19番池田が報告いたします。8月25日に斉藤委員と現地確認を行いました。申請地は、先ほど事務局から説明があったとおり、2筆とも土地改良により換地処分された土地で、道路側溝と山林との間に挟まれた傾斜地という状況です。当初から耕作することができない土地で、隣地との境界も不明です。そのような農地がありますが、この地区においては、このような状況が多く見受けられます。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第54号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>第54号議案を説明いたしますので、議案書12ページをご覧ください。 第54号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、13ページ及び14ページをご覧ください。申請件数は、10件でしたが、整理番号4の許可申請書が取り下げられましたので、本議案での審議は9件となります。その内訳は、所有権移転3件及び賃借権6件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、13ページをご覧ください。 申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でございます。 申請地は、15ページをご覧ください。5-1については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以</p>

	上でございます。
議長	それでは、整理番号1について、宮部委員の報告をお願いします。
宮部	<p>11番宮部より説明させていただきます。8月25日に田島推進委員と現地確認をしました。15ページの地図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇の西側の住宅が建ち並ぶ中にあり、用途地域は準工業地域となっております。</p> <p>申請事由は太陽光施設です。転用に当たっては特に問題はないと思われま す。皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたします。13ページをご覧ください。こちらが、第51号議案の整理番号2と同時に行う許可申請でございまして、申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は、記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。営農型一時転用として、転用期間は3年で、支柱84本分の総面積によるものです。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により、一時転用許可を行う場合には、農地法関係事務に係る処理基準及び運用通知の定めによるほか、次の6つの事項を確認することにより、一時転用が許可されることとなっております。</p> <p>1として、転用期間は、一定の条件を満たす場合は「10年以内」であるが、それ以外は、「3年以内」で、下部の農地における営農の適切な継続を前提とする営農型発電設備の支柱を立てることを転用の目的とすること。2として、簡易な構造で容易に撤去できる支柱とし、面積が必要最小限であること。3として、下部農地の適切な営農の継続が確実と認められること。4として、パネルの角度等が適切な設計となっていること。また、最低地上高が</p>

	<p>概ね2メートル以上で、農作物の栽培において効率的な農業機械等の利用が可能な高さが確保されていること。5として、周辺農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼす恐れがないと認められること。6として、支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があること。7として、電気事業者と転用事業者が電力系統の連携に係る契約を締結する見込みがあること。となっております。</p> <p>本案件は、これらの営農型太陽光発電施設用地の一時転用許可要件をすべて満たしているものと思われ、そのほか、処理基準や運用通知、一般基準に基づいて、申請書類を審査しましたが、不許可相当に該当する項目は、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号2について、福田委員の報告をお願いします。</p>
福田委員	<p>16番福田が報告します。8月25日に現地確認をしました。16ページの地図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇〇の南側にあり、やや奥まった場所にある農地です。用途地域は指定なしで、申請事由は営農型太陽光施設です。太陽光施設の下は、営農ができる状態ということです。転用に当たっては特に問題はないと思われまます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3について、事務局より説明を求めまます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-3については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>

議長	<p>整理番号3について、私が報告をいたします。</p> <p>申請地について17ページ、5-3の地図をご覧ください。8月25日に倉林推進委員と現地確認しました。申請事由は太陽光発電施設用地です。用途地域は第1種中高層住居専用地域です。周辺は住宅と竹林で、転用には特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。</p> <p>整理番号3について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-5については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号5について、宮部委員の報告をお願いします。
宮部委員	<p>11番宮部が報告いたします。申請地について19ページ、5-5の地図をご覧ください。8月25日に田島推進委員と現地確認しました。申請事由は太陽光発電施設用地です。権利区分は賃借権、用途地域は準工業区域です。</p> <p>近隣は住宅や倉庫があり、農地の集団性や周辺農地等への支障はないことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号5について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号6を説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、私が報告をいたします。</p> <p>申請地について20ページ、5-6の地図をご覧ください。8月25日に倉林推進委員と現地調査を行いました。申請事由は太陽光発電施設用地です。用途地域は指定なしの区域で、申請地の周辺は宅地と竹林で周辺農地に支障もないため、転用について問題がないかと思ひます。皆様の慎重審議をよろしくお願ひいたしまして、報告を終わります。</p> <p>整理番号6について、皆様よりご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、吉田委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である</p>

	<p>ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について、吉田委員の報告をお願いします。</p>
吉田委員	<p>15番吉田が報告します。申請地について21ページ、5-7の地図をご覧ください。8月25日に現地調査を行いました。申請事由は太陽光発電施設用地です。用途地域は指定なしの区域で、申請地は傾斜のある農地で周辺農地に支障もないため、転用について問題がないかと思ひます。皆様の慎重審議をよろしくお願ひいたしまして、報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号7について、皆様よりご質疑がありましたらお願ひいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませぬか。 (異議なし、の声) ご異議ございませぬので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号8について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町塩谷地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場・倉庫用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、清水委員でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-8については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号8について、清水委員の報告をお願いします。</p>
清水委員	<p>14番清水が報告いたします。申請地について22ページ、5-8の地図をご覧ください。8月25日に奥原推進委員と現地確認しました。申請事由</p>

	<p>は工場・倉庫用地です。権利区分は所有権移転、用途地域は指定なしの区域です。</p> <p>雑種地と原野の端の小さい農地で、農地の集団性や周辺農地等への支障はないことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号8について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りします。整理番号8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号9を説明いたしますので、14ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、久々宇地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、進入路拡幅・駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、坂上委員でございます。</p> <p>申請地は、23ページをご覧ください。5-9については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が進入路拡幅・駐車場用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます</p>
議長	<p>整理番号9について、坂上委員の報告をお願いします。</p>
坂上委員	<p>5番坂上が報告いたします。申請地について23ページ、5-9の地図をご覧ください。8月25日に八木推進委員と現地確認しました。申請事由は進入路拡幅・駐車場用地です。権利区分は所有権移転、用途地域は都市計画法34条11号区域です。</p> <p>近隣は住宅が建ち並び、農地の集団性や周辺農地等への支障はないことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p>

議長	<p>整理番号9について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号10について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号10を説明いたしますので、14ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑4筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、資材置場・駐車場用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、24ページをご覧ください。5-10については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号10について、宮部委員の報告をお願いします
宮部委員	<p>11番宮部が報告いたします。申請地について24ページ、5-10の地図をご覧ください。8月25日に田島推進委員と現地確認しました。申請事由は資材置場、駐車場用地です。権利区分は賃借権、用途地域は準工業区域です。</p> <p>近隣は住宅や倉庫があり、農地の集団性や周辺農地等への支障はないことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号10について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号10の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 以上で、議案審議を終了いたします。 続きまして、報告に入ります。 報告第28号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	報告第28号を説明いたしますので、議案書25ページをご覧ください。

	<p>報告第28号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、26ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第29号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第29号を説明いたしますので、議案書27ページをご覧ください。</p> <p>報告第29号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、28ページ及び29ページをご覧ください。専決処分件数は、9件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>閉会</p>

平成30年第9回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成30年8月27日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時30分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅史	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席	○		間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席	○	本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席			齊藤 勇	出席

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主査	中村 真敏
専門員	津久井 伊久弥

書記

農地係長 飯島 崇